

改正 (令和 8 年 7 月版)	令和 6 年 7 月版
出来形管理基準及び規格値 第 1 編 共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 1 編 共通編を準用する。 第 3 編 土木工事共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 3 編 土木工事共通編を準用する。 第 4 編 港湾編 〔 変 更 な し 〕 第 5 編 河川編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 6 編 河川編を準用する。 第 6 編 河川海岸編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 7 編 河川海岸編を準用する。 第 7 編 砂防編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 8 編 砂防編を準用する。 第 8 編 ダム編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 9 編 ダム編を準用する。 第 9 編 道路編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 8 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 10 編 道路編を準用する。 第 12 編 下水道編 〔 変 更 な し 〕 第 14 編 上水道編 〔 改 定 な し 〕 第 16 編 集落排水編 〔 改 定 な し 〕 第 17 編 建築編 〔 <u>適用する諸基準の改定</u> 〕	出来形管理基準及び規格値 第 1 編 共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 1 編 共通編を準用する。 第 3 編 土木工事共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 3 編 土木工事共通編を準用する。 第 4 編 港湾編 〔 変 更 な し 〕 第 5 編 河川編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 6 編 河川編を準用する。 第 6 編 河川海岸編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 7 編 河川海岸編を準用する。 第 7 編 砂防編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 8 編 砂防編を準用する。 第 8 編 ダム編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 9 編 ダム編を準用する。 第 9 編 道路編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(<u>令和 6 年 4 月</u>) 中、『出来形管理基準および規格値』の第 10 編 道路編を準用する。 第 12 編 下水道編 〔 変 更 な し 〕 第 14 編 上水道編 〔 変 更 な し 〕 第 16 編 集落排水編 〔 変 更 な し 〕 第 17 編 建築編 〔 変 更 な し 〕